

○長野大学共創情報科学部（仮称）教員資格審査基準

令和5年9月1日

準第5号

（趣旨）

第1条 長野大学教員資格審査基準（令和5年準第4号。以下「統一審査基準」という。）

第2条第1項ただし書き及び第9条の規定に基づき、長野大学（以下「本学」という。）

共創情報科学部（仮称）の教員が、学生に対して教育・研究指導するうえでの資格審査基準で特に必要と認めるもの（以下「審査基準」という。）に関し必要な事項を定める。

2 この基準で用いる用語は、特に規定する場合を除き、統一審査基準の例による。

（審査基準）

第2条 本学共創情報科学部（仮称）の教員が、学生に対して教育・研究指導するうえでの審査基準は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）によるほか、次の基準による。

（1）人格、識見が本学の教員として適当であると認められる者

（2）次の教歴（実務家等の場合は実務経験を含む。以下同じ。）及び業績がある者

資格名	教歴	研究業績	教歴及び研究業績の起算日
		論文	
教授	6年以上（実務家等の場合は10年以上）	10以上（実務家等の場合は18以上）	准教授の資格取得時（実務家等の場合は修士の学位取得時又は実務に就いた時）
准教授	5年以上	8以上	修士の学位取得時（実務家等の場合は実務に就いた時）
講師	2年以上（実務家等の場合は5年以上）	3以上	修士の学位取得時（実務家等の場合は実務に就いた時）
助教	実務家等の場合は5年以上	1以上	修士の学位取得時（実務家等の場合は実務に就いた時）

2 長野大学教員任用選考規程（平成29年程第18号。以下「教員任用規程」という。）第

8条第2項に規定する昇任判定基準については、次項から第6項に定めるとおりとする。

3 昇任候補者の選考における判断項目は、次の各号で掲げる要件とする。

- (1) 次項に規定する人物としての要件
- (2) 第5項に規定する職位ごとの在位期間などの資格による要件
- (3) 第6項に規定する教育研究業績による要件

4 人物については、次の各号を満たしていることとする。

- (1) 教育研究への熱意を持っていること
- (2) 本学の理念を理解していること
- (3) 本学の構成員としての自覚を持ち、誠実に本務を遂行していること

5 職位ごとの在位の期間などの資格は、次の各号のとおりとする。

- (1) 教授となる者は、原則として本学において5年以上准教授の教育経験を有するとともに、教員任用規程第9条の教授の項中、各号のいずれかに該当する者とする。
- (2) 准教授となる者は、原則として本学において3年以上専任の講師の教育経験を有するとともに、教員任用規程第10条の准教授の項中、各号のいずれかに該当する者とする。

6 職位ごとの教育研究業績の基準は、次の各号のとおりとし、内容については昇任候補者が提出する応募書類に基づき審査する。

- (1) 教授となる者は、第1項第2号の教授の項中の業績がある者とする。
- (2) 准教授となる者は、第1項第2号の准教授の項中の業績がある者とする。

(教歴の加算)

第3条 教歴は、本学における教歴のみではなく、本学着任前の教歴を加算することができる。この加算する教歴年数は、人事委員会に対して、選考委員会又は特別人事委員会が教員任用規程第5条第3項に基づき行う報告(以下「人事委員会への報告」という。)の際、明示するものとする。

(教歴への換算)

第4条 教歴は大学(大学院を含み、教授・准教授・講師・助教・助手及び非常勤講師)における教育経験年数をいうが、大学以外の機関においてその専攻分野について特に優れた研究業績又は実務経験がある時は、本学採用時にこれを教歴として換算し加算することができる。この加算する教歴年数は、人事委員会への報告の際、明示するものとする。

(論文の換算)

第5条 論文は、原則として単著又は共著の学術論文とする。なお、各資格に求められる論文(教授10、准教授8)の半数以上は、単著論文又は主著者(ファースト・オーサー)

若しくは責任著者(コレスポンディング・オーサー)である共著論文でなければならない。

2 著書がある場合には、これを論文として換算することができる。

3 博士論文は、論文に換算しない。

(教歴等への対応)

第6条 学科の特殊性を考慮し、業績は必ずしも著書、論文に限らないものとする。

(イ) 特許又はこれに類するもの

(ロ) 著書、論文以外の著作物又は作品

(ハ) 受賞・表彰歴

(ニ) 高度専門職業資格これらの知識・経験・成果のうち、定量的に論文の数に換算できるものについては、相当する論文の数をもって評価を行う。また、論文の数に換算できないものについては、定性的な評価をもってこれに代える。この対応研究業績は、人事委員会への報告の際、明示するものとする。

(実務家等の特例)

第7条 専門分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる実務家等については、その経験年数、技能及び実績を持って教歴及び研究業績に代えることができ、この教歴対応年数及び対応研究業績は、人事委員会への報告の際、明示するものとする。

2 前項にかかわらず、実務家等を教員に任用する場合には、次に掲げる全ての要件を満たすことを、人事委員会への報告の際、明示するものとする。

(1) 担当する専門分野に関する高度の実務能力を有すること。

(2) 担当する専門分野に関する高度の教育上の指導能力を有すること。

(3) 教授については10年以上、准教授、講師、助教については5年以上の専門分野における実務の経験を有すること。

(着任後の業績)

第8条 本学着任後、特に顕著な業績を上げたものについては、これを教歴及び研究業績に換算することができる。ただし、この場合には学長とあらかじめ協議し、人事委員会の承認を得なければならない。この換算された教歴年数は、人事委員会への報告の際、明示するものとする。

(非常勤講師の資格)

第9条 非常勤講師の資格は、専任教員の講師に準ずるものとする。ただし、専門知識、専門技術及び実務経験を必要とする講義科目、演習科目、実習科目及び実験科目などについては、優れた専門知識、専門技術、各種資格をともなった経歴をもって教歴に、実務業績

を持って研究業績にそれぞれ代えることができる。

(教歴・論文の換算方法)

第10条 教歴・論文の換算方法については、別紙2と次の事項に準ずる。

1 研究業績について

1_1 「論文」とは、原則として学術論文とし、①刊行されていること、②掲載誌名および掲載年、巻又は号、番号、掲載ページが明確なこと、③参考文献として引用できるものであること、の3点を全て満たすもの。

1_1_1 審査基準第2条で必要とされる論文数について、第5条第1項に準じ、かつ、共創情報科学部（仮称）理系教員（知能系・デザイン系・環境系、教養系）の場合、半数以上は①又は②に該当するものとする。

①査読制度の確立した主要学会又は査読制度があり国際的に評価されている出版社から出版された国際学術誌・論文集に掲載された原著論文であること。

②査読のあるProceedingが出版される国際学会・国際シンポジウムに掲載された原著論文であること。

③これ等の論文(FULL Paper)は1編を論文1と数えるが、short Note, Letterなどは内容によって1以下に判断されることもある。

④上記の主要学会、国際学術誌・論文集、国際学会・国際シンポジウムについては分野系ごとの別紙2を参照のこと。

1_1_2 審査基準第6条（教歴等への対応）について

学科の特殊性を考慮して、別紙2に記載されている基準で評価する。

1_2 論文に換算することができる「著書」とは、原則として学術書とし、1SBNが付され、発行年月日、発行所が明らかで刊行されているものとする。

1_2_1 著書の換算は「論文」1本とし、共著の場合には1章担当相当以上を担当している場合は、論文1として換算できる。

1_2_2 章を執筆しない編著や、項目執筆のみの辞典、事典については、論文として換算できない。

1_2_3 教科書、テキスト、翻訳書、研究報告書、総説、その他の書籍を論文に換算する場合は、それぞれの別紙2に準ずる。

1_3 審査時点で未刊行である業績について

審査時点で未刊行である業績については、当該年度中に刊行されることが書面（アクセプトレター）等をもって証明された場合にのみ、換算することができる。

2 教歴について

2_1 「教歴」とは、原則として「大学の専任教員として、正課内外での教育活動及び公務に従事した職歴」とする。同時期に複数の職歴を有する場合には、換算の高い職歴を採用し、二重の換算を行わない。

2_1_1 「教歴」に該当しない教育歴の換算については、以下のように換算する。

- 1 短期大学・高等専門学校専任教員（年数×1.0）
- 2 大学・短期大学の契約制外国人講師（年数×0.8）
- 3 大学・短期大学の助教（年数×0.8）
- 4 専門学校の専任講師（年数×0.8）
- 5 大学・短期大学の非常勤講師（年数×0.8）

2_1_2 教育活動を主たる目的としない職歴・経歴の換算については、以下のよう
に換算する。

- 1 研究所等の研究員（年数×1.0）
- 2 審査対象分野に関する実務家（年数×1.0）
- 3 大学・短期大学の助手（年数×0.8）
- 4 大学院博士後期課程への在学（3年以上の在学又は学位取得をもって2.0年）

（別紙2）

第11条 審査基準での別紙2とは、次のものをさす。

別紙 2—A 知能系、デザイン系、環境系

別紙 2—B 教養系

(審査基準の改正)

第12条 審査基準の改正を必要とすると認められるときは、学部にその審議のための委員会を設けるものとし、人事委員会の承認を得なければならない。

附 則

この基準は、令和5年9月1日より施行する。

附 則 (令和6年7月1日準第3号)

この基準は、令和6年7月1日から施行する。

附 則 (令和6年7月24日準第7号)

この基準は、令和6年7月24日から施行する。

附 則 (令和6年10月22日準第9号)

この基準は、令和6年10月22日から施行する。

附 則 (令和7年2月17日準第4号)

この基準は、令和7年2月17日から施行する。

[別紙 2—A]

教員資格審査研究業績基準

知能系・デザイン系・環境系

1 論文について（審査基準第10条 1_1_1 ④について）

イ) 国内の学会は以下とする。

- ・電気学会論文誌
- ・電子情報通信学会論文誌
- ・情報処理学会論文誌
- ・日本生態学会誌
- ・農業農村工学会論文集
- ・土木学会論文集
- ・日本デザイン学会論文・作品集

ロ) 国際学会は以下とする。

- ・IEEE Transaction
- ・J. of comp. and system sci
- ・APPI. opt
- ・APPI. phys. Letter
- ・J. APPI. phys
- ・Jpn. J. APPI. phys
- ・physicalReview
- ・physicalReview Letter
- ・Ecology Letters
- ・Agriculture, Ecosystems & Environment
- ・Geomorphology
- ・Ecological research
- ・Paddy and Water Environment
- ・Hydrology and Earth System Sciences
- ・ISPRS Journal of Photogrammetry and Remote Sensing

ハ) そのほか、情報、デザイン、環境に係わる学会が刊行する雑誌、論文誌、論文集でレフェリー制度を有するもの。

ニ) 情報、デザイン、環境に係わる専門分野において権威のある国際会議のProceeding

に掲載された論文など。

ホ) その他の論文

- (1) 主要学会、関連学会の刊行物等に発表されたもの
- (2) 国内外で公刊される著名な定期刊行物に発表されたもの
- (3) 公開された教科書、テキスト、翻訳書、研究報告書、その他の書籍など

2 学科（分野）の特殊性について（審査基準 第10条 1_1_2 について）

- イ) 学科の教育・研究に関連する特許又は特許に類する発明等を論文に相当する業績とする。登録された特許で、かつ、申請の筆頭であること。共同取得の場合は、寄与の度合に応じて評価する。
- ロ) ソフトウェアは、業界において高い評価を得ていることかつ主要な作成者であることが明確になっていること。
- ハ) 主要な学会や権威ある学術、芸術分野の受賞・表彰を論文に相当する業績とする。
- ニ) 学科の教育研究に関連する高度専門職業資格を論文に相当する業績とする。高度専門職業資格は以下とする。

技術士、Professional Engineer(PE)、環境計量士

3 著書について（審査基準 第10条 1_2 について）

- イ) 教科書、テキスト、翻訳書、研究報告書、総説、その他の書籍を論文に換算する場合は、上記 1 のホ) に準ずる。

4 大学以外の機関においてその選考分野について特に優れた研究業績又は実務経験がある者の教歴の換算について（審査基準第 4 条について）

次に掲げる研究業績又は実務経験が学生に価値ある知識やスキルを提供する能力があるかという観点から総合的に評価し、職位に必要な教歴として換算できること。

- (1) 組織内での業務経験
- (2) 組織でのリーダーシップの役割の経験
- (3) 組織内での問題解決実績の経験
- (4) 組織内における若手への指導や研修講師の経験（コミュニケーションスキルとプレゼンテーション能力）
- (5) 人材育成のカリキュラムや教材の開発経験
- (6) 教育関連の認定や資格
- (7) 教育改革や教育政策の議論に参加し、貢献してきた経験
- (8) 学術的な関心を持ち研究活動へ参加した実績

- (9) 学術論文の執筆
- (10) 組織内情報誌の専門分野に関する投稿
- (11) 特許又は実用新案の実績

5 その他

イ) 作品・業績の定義

論文に換算する作品・業績は、学科の教育・研究等に貢献したものを対象とする。
対象とする作品については、以下のとおり代表者と共同者の区別が明確であるものとする。

- (1) 刊行物に掲載され、掲載誌名及び掲載年、巻、号、掲載頁が明確であるもの
- (2) 公的機関から表彰を受け、公示されたもの
- (3) 共同作品・業績については、各資格に求められる業績の半数以上は代表者又は主たる担当者であること。

別紙 2—A 知能系、デザイン系、環境系

別紙 2—B 教養系

[別紙 2—A]